

令和8年度 那覇エコアイランド拡張整備事業
に伴う余水処理施設整備基本計画等業務委託

仕様書

令和8年5月

那覇市・南風原町環境施設組合

目 次

第1章 総 則	1
1 業務の目的	1
2 業務の概要	1
3 業務範囲	1
4 業務管理	2
5 管理技術者等	2
6 提出書類	3
7 疑義及び変更	3
8 法令等の遵守	3
9 機密の保持	4
10 資料の貸し出し	4
11 報 告	4
12 成果品	4
第2章 業務内容	5
1 精密機能検査業務（建屋の老朽化調査含む）	5
2 既存埋立地の閉鎖（埋立終了）及び廃止の計画業務	8
3 基本計画業務	10
4 基本設計業務	13
5 事業者選定支援業務	15

第1章 総 則

本仕様書は、那覇市・南風原町環境施設組合（以下「本組合」という。）が発注する令和8年度 那覇エコアイランド拡張整備事業に伴う余水処理施設基本計画等業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

なお、本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるもので、業務の遂行にあたっては、本組合の求める基本的な計画内容、範囲を十分に把握した上で、必要かつ十分な業務内容とすること。

1 業務の目的

本組合にて維持管理運営を行っている余水処理施設（以下「本施設」という。）は平成19年4月に供用開始し、令和8年度現在、稼働期間が19年目となった。

既存埋立地が満杯になる前に次の埋立地を隣接して新設し供用開始する計画となっているため、既存埋立地と新設埋立地の両方の余水処理を検討する必要がある。

その状況を踏まえ、本施設について対象建物・設備・機器等の現況並びに機能・性能等を把握するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条に準拠した精密機能検査、既存埋立地の閉鎖及び廃止の計画、今後求められる余水処理施設を整備するために必要となる基本計画、基本設計及び工事の性能発注を行うための仕様書作成等を行うことを目的とする。

2 業務の概要

業務の概要は以下のとおりとする。

- 1) 業 務 名：令和8年度 那覇エコアイランド拡張整備事業に伴う余水処理施設整備基本計画等業務委託
- 2) 業務場所：沖縄県那覇市港町4丁目3番6の地先
- 3) 業務期間：契約締結日から令和10年2月29日
- 4) 供用開始：平成19年4月1日
- 5) 施設概要：処理能力 90 m³/日
処理フロー 流入調整＋カルシウム除去＋生物処理＋高度処理＋消毒
構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建て
- 6) 設計施工：共和化工株式会社

3 業務範囲

本仕様書で定める業務範囲は次のとおりとする。

なお、業務内容の詳細については「第2章 業務内容」によるほか、本仕様書に明記のない事項であっても計画策定上必要と思われることについては、発注者と協議のうえこれを行うものとする。

- 1) 精密機能検査業務（建屋の老朽化調査含む）
- 2) 既存埋立地の閉鎖（埋立終了）及び廃止の計画業務
- 3) 基本計画業務
- 4) 基本設計業務

4 業務管理

- 1) 本業務の遂行にあたっては、十分な経験を有する技術者を配置し業務工程表に沿って遅延なく行なうこと。
- 2) 受注者は、本業務の遂行に関し、関係する官公庁等との協議を必要とする場合、あるいは協議を求められた場合はその対応を行うこと。
- 3) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記すること。
- 4) 発注者との連絡を密にし、不明な点については適時指示を求めること。
- 5) 業務の進捗を図るため、業務実施前・実施中に受注者は発注者と十分な協議を行い、打合せ事項等は、受注者が議事録を作成し発注者に提出すること。
- 6) 業務工程に変更が生じた場合は、発注者と受注者間で協議の上実施すること。

5 管理技術者等

本業務の実施にあたり、受注者は管理技術者、照査技術者及び担当技術者を定め、本組合に書面をもって通知するものとする。なお、管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、それぞれ兼任することができない。各担当技術者間は兼任してよい。

1) 管理技術者

- (1) 受注者と恒常的な雇用関係にあること。恒常的な雇用関係とは、入札日以前に3ヶ月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
- (2) 技術士の総合技術監理もしくは衛生工学部門の資格を有する者
- (3) 浸出水処理施設の精密機能検査もしくは長寿命化計画の実績を有する者
- (4) 浸出水処理施設の基本計画業務もしくは基本設計業務（規模算出及び発注仕様書作成業務を含む）及び事業者選定支援業務の実績を有する者

2) 照査技術者

- (1) 受注者と恒常的な雇用関係にあること。恒常的な雇用関係とは、入札日以前に3ヶ月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
- (2) 技術士の総合技術監理もしくは衛生工学部門の資格を有する者
- (3) 浸出水処理施設の精密機能検査もしくは長寿命化計画の実績を有する者
- (4) 浸出水処理施設の基本計画業務もしくは基本設計業務（規模算出及び発注仕様書作成業務を含む）及び事業者選定支援業務の実績を有する者

3) 担当技術者（精密機能検査）

- (1) 受注者と恒常的な雇用関係にあること。恒常的な雇用関係とは、入札日以前に3ヶ月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
 - (2) 浸出水処理施設の精密機能検査もしくは長寿命化計画の実績を有する者
 - (3) 浸出水処理施設機能検査者の資格を有する者
- 4) 担当技術者（既存埋立地の閉鎖（埋立終了）及び廃止の計画）
- (1) 受注者と恒常的な雇用関係にあること。恒常的な雇用関係とは、入札日以前に3ヶ月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
 - (2) 一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者
 - (3) 海面最終処分場埋立地の閉鎖（埋立終了）もしくは廃止の計画の実績を有する者
- 5) 担当技術者（基本計画業務及び基本設計業務）
- (1) 受注者と恒常的な雇用関係にあること。恒常的な雇用関係とは、入札日以前に3ヶ月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
 - (2) 技術士の総合技術監理、衛生工学部門もしくは最終処分場技術管理士の資格を有する者
- 6) 建屋の老朽化調査を行う者
- (1) 一級建築士の資格を有する者
 - (2) 公共施設の老朽化調査の実績を有する者

6 提出書類

本仕様書に基づき本組合の指定する期日までに、次に示す書類を提出すること。

- 1) 業務工程表
- 2) 業務着手届及び完了届
- 3) 業務計画書
- 4) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者の選任届と経歴書
- 5) その他本組合の指示する必要書類
- 6) 納品書

7 疑義及び変更

受注者は本仕様書に不備や疑義が生じた場合は、発注者と十分協議の上、遺漏のないよう業務を行うこと。また、業務内容の変更に伴い、契約金額に変更が生じる場合においては、発注者と受注者間で協議の上決定するものとする。

8 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他関係法

令等を遵守するものとする。

9 機密の保持

本業務の遂行において、知り得た情報・秘密を他人に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守し、本業務の実施に努めなくてはならない。

10 資料の貸し出し

発注者が保有している資料において、本業務実施のために必要な図書、関係資料等は受注者の要望があれば、発注者が貸与する。なお、受注者は資料等の貸与を受ける場合は、そのリスト等を作成し、発注者の承認を受け、業務完了までに全て返却すること。

11 報 告

業務実施期間中、受注者は発注者から業務進捗状況の報告を求められた時は速やかに報告すること。

12 成果品

受注者は業務完了に際し、次の成果品を提出するものとする。なお、成果品の作成にあたっては、事前に発注者と協議の上作成するものとする。また、成果品の納品後、成果品に記入漏れ、不備又は誤りが発見された場合、受注者は責任をもって速やかに対応策を講じること。

1) 精密機能検査報告書	ファイル製本	5 部
2) 既存埋立地の閉鎖（埋立終了）及び廃止の計画	ファイル製本	5 部
3) 基本計画及び基本設計報告書 （参考見積設計図書審査報告書等を含む）	ファイル製本	5 部
4) 上記電子データ	CD-R 等	1 式

第2章 業務内容

1 精密機能検査業務（建屋の老朽化調査含む）

1.1 既存資料の収集・整理

1.1.1 施設概要の調査

施設の名称、施設所管、所在地、施設規模、建設年度、設計・施工業者名、処理方式、処理工程等を既往資料より整理する。

1.1.2 維持補修履歴の調査

補修・整備履歴、事故・故障データ等を整理する。

1.2 施設の運転維持管理状況調査

1.2.1 運転実績状況

過去3年間程度を対象に、月別の処理量、搬出量、使用電力量、用水量、使用燃料量、各種薬品使用量等の実績及びその費用について整理する。

1.2.2 維持管理状況

過去3年間程度を対象に、処理工程ごとに管理状況（運転体制）、運転状況を記録した書類（運転体制、日常作業状況、保守点検状況、管理計測状況、補修および定期検査実施状況）について整理する。

また、各諸室、各設備・機器等の清掃、保守点検、補修状況、定期点検状況の記録内容についても整理する。

1.3 設備等の調査（現地調査を含む）

建物については、対象設備を収納する建物構造物並びに建築設備、機械設備（プラント）については、各機器等の稼働及び停止時の検査を実施する。なお、確認に困難を要する部分は、既往報告書及び関係者ヒアリング等により補完できるのものとする。

1.3.1 建築構造物・建築設備

建築設備について、外観検査、亀裂、破損箇所の有無、不同沈下、漏水・浸水の有無等について目視検査に加えて下記に示す建屋の劣化度調査を実施する。ただし、不同沈下については、オートレベル等を使用した調査とする。

1.3.1.1 外観劣化調査（水処理槽を含む）

内壁、外壁、内床における表面塗料の状態やひび割れ等の状況を目視や躯体の打診により調査し、認められたひび割れについては幅、規則性の有無、形態（網状、表層、貫通等）、方向（鉄筋方向、鉄筋とは無関係）等を記録するとともに写真撮影を実施する。また、あわせて室内天井点検口から梁、スラブの目視調査も実施する。

1.3.1.2 柱のはつり調査

柱を2箇所（各階1箇所）はつりによる調査を行い鉄筋の腐食、中性化深さ測定、かぶり深さ等の状況確認を行う。なお、はつり箇所の復旧は鉄筋の適切な錆止め処理を施した後に無収縮モルタル埋め（又は深さに応じた適切な断面修復工法）・塗装仕上げとし、はつり箇所については発注者の了承を得るとともにはつり作業時は立会を求めること。

1.3.1.3 圧縮強度・中性化試験

現地調査及びコンクリート内探査（レーダ、レントゲン）等のうえ、任意の地点で下記の調査を実施する。

なお、コア抜き箇所の復旧は無収縮モルタル埋め・塗装仕上げとし、コア採取箇所については発注者の了承を得るとともにコア抜き時は立会を求めること。

- ① コンクリート圧縮強度試験（コア採取数：1階3箇所＋2階3箇所）
- ② 中性化深さ測定（①のコアを併用して測定）
- ③ 塩分含有量（コア採取数：4箇所（東西南北1箇所ずつ） 1コアを3分割にスライス 調査数は合計12箇所）

1.3.1.4 鉄骨板厚調査

屋根鉄骨造柱及び天井仕上げ一部破壊調査（3箇所程度）実施し、鉄骨板厚を確認する。

なお、調査箇所は既存と同等の仕上げ復旧すること。

1.3.1.5 調査結果のとりまとめ及び評価

各種調査の結果を機器配置平面図、立面図に可視化し、各箇所の状況を整理する。また、外観劣化調査結果及びコンクリートの設計基準強度により推定された強度をもとにコンクリートや鉄骨の健全度を評価し、補修対応の可否を判定する。

1.3.2 機械設備

各設備・機器について、外観、作動状況、腐食、損傷の有無、装置・機器の振動、異常音、温度上昇、その他軸受等のオイル・グリスの補給状況及び摩耗等について検査する。

1.3.3 電気・計装設備

各設備について、外観、腐食、損傷の有無、絶縁の良否（定期検査等の報告書による）、機器の振動、異常音、温度上昇、その他配線、安全器具の状況について検査する。また、中央監視システム、計装品等設置・稼働年数等について確認する。

1.3.4 配管・弁類等

各配管・弁類について、外観、腐食、損傷の有無、接続箇所の漏水・浸水の有無、そ

の他弁類の作動状況の良否等について検査する。

1.3.5 その他

その他、作動状況の良否等について検査する。

1.4 調査結果のまとめ

上記の調査結果より得られた情報を整理し、以下の項目について考察する。

1.4.1 処理機能状況について

処理量、処理条件、用役使用量、公害防止基準等の基本となる運転管理値の実績値を確認し、処理機能状況について、設計条件と比較評価し、課題等の抽出を行う。

1.4.2 運転管理状況について

運転管理状況について、今後の検討が必要となる改善点について整理する。

1.4.3 維持管理状況について

設備・機器等の状況検査に基づき、主要設備・機器の現状を整理し、補修等が必要な設備あるいは装置について分類する。

1.5 総合所見

以上の検討結果を分析して、下記ケースにおける本施設の今後の対応に関する総合所見としてとりまとめるものとする。また、改善点の指摘として、今後交換・更新する機器等については、最新機能、運用面、メンテナンス容易性、省エネルギー化等に配慮した提言とする。

ケース 1：新設埋立地の原水を処理する余水処理施設を新設し、既存埋立地の余水処理施設は継続使用

ケース 2：新設埋立地と既存埋立地の原水を共有処理する余水処理施設を新設し、既存の余水処理施設は不使用（解体検討も含む）

ケース 3：新設埋立地と既存埋立地の原水を共有処理する余水処理施設となるよう既存の余水処理施設を更新

1.6 打合せ協議

打合せ協議は、初回中間時、及び最終時の原則 3 回とするが、必要に応じて各作業の節目の段階において随時追加する。

2 既存埋立地の閉鎖（埋立終了）及び廃止の計画業務

那覇エコアイランド埋立地の円滑な跡地利用のために、最新の規制動向や対策事例などを踏まえ、保有水等の集排水方法のほか埋立・最終覆土の方法、雨水等の集排水方法、環境モニタリング方法等の処分場の閉鎖（埋立終了）及び早期廃止のために必要な事項について計画・検討を行う。なお、計画策定にあたっては、環境省の示す「海面最終処分場の廃止に関する基本的な考え方」及び「海面最終処分場の廃止と跡地利用に関する技術情報集」等を参考にするとともに基準等に準拠したものとすること。

2.1 現況特性等の把握

那覇エコアイランド埋立地の現況（埋立進捗状況、余水処理施設の能力、内水の水質等）、自然条件（気象条件等）及び社会・経済条件（一般廃棄物発生量（最終処分量）の推移、一般廃棄物最終処分場に係る規制動向等）の現況等を把握するために必要な既存資料、参考文献等を収集整理し、その特性や動向を分析する。

2.2 課題の抽出整理

現況分析、ヒアリング調査等に基づき、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号。以下「基準省令」という。）第 1 条第 3 項に規定する一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準の項目（以下「廃止基準項目」という。）ごとに問題点を抽出・整理する。

2.3 目標（方針）の設定

現況分析に基づき、基準省令に定められた事項に照らして廃止基準項目ごとに早期廃止（水質安定化）を目指した将来目標や基本方針を設定する。

2.4 計画の検討（素案の作成）

既存埋立地の閉鎖（埋立終了）及び廃止に関する具体策の計画・検討に当たり素案を作成する。なお、次に掲げる事項については、必須とする。

- 1) 埋立・最終覆土の方法
- 2) 保有水等（内水）の集排水方法
- 3) 雨水等の集排水方法
- 4) 環境モニタリング方法
- 5) その他

2.5 現地調査

業務の目的を達成するために必要な現地調査、実態調査及び観測を行うこと。水質調査については、発注者で保有する調査記録を使用し、不足する場合は、追加する水質調査について発注者と協議する。

2.6 事業費の設定

図面発注を見込んだ実施設計と工事の概算事業費を設定する。

2.7 打合せ協議

打合せ協議は、初回中間時、及び最終時の原則 3 回とするが、必要に応じて各作業の節目の段階において随時追加する。

3 基本計画業務

3.1 既存の余水処理施設の現状の整理

施設の名称、施設所管、所在地、施設規模、建設年度、設計・施工業者名、処理方式、処理工程等の施設概要及び処理状況として、処理水質、原水水質、放流水質、汚泥発生量、薬剤使用量、電気等ユーティリティー、処理費用（補修費等含む）等を経年的に整理する。

3.2 現地確認

上記の情報をもとに、現地踏査にて確認する。

3.3 環境保全計画の検討

地域の環境基準、自然環境の概況を把握した上で、遵守すべき基準、ならびに環境保全目標を検討する。

3.3.1 水質、騒音・振動、悪臭、大気等の環境基準

3.3.2 周辺土地利用、水利用等の状況（配慮すべき利用の有無）

3.3.3 環境保全目標の検討

3.4 余水処理施設の検討

3.4.1 原水水質及び放流水質の設定

既存の原水及び今後の埋立廃棄物等を勘察し、原水水質及び放流水質を設定する。

今後の埋立廃棄物の勘察については、下記の2パターンで原水水質を設定する。

①処理飛灰、溶融不適物、選別残渣、焼却残灰、溶融処理物（受入可能廃棄物）

②焼却飛灰（現受入廃棄物）

3.4.2 施設規模及び調整設備の検討

最終処分場における降水量と余水発生・導入水量から施設規模及び調整設備を設定する。なお、基本として過去30年間の降雨または30年確率降雨を用いて行うが、協議により決定する。

(1) 余水の発生量推計

(2) 施設規模及び調整設備の検討

3.4.3 余水処理施設の処理フローの検討

余水処理施設について、処理フローを検討する。

3.4.4 施設整備方針の検討

施設整備方針について3.4.1～3.4.3を踏まえ、経済性（新規埋立地の整備計画含む）・施工性・維持管理性及び既存余水処理施設との関連性（工事中の稼働・廃止等に係る条

件等)・競争性等を総合的に比較検討する。少なくとも以下の3ケースについて検討を行う。

ケース1：新設埋立地の原水を処理する余水処理施設を新設し、既存埋立地の余水処理施設は継続使用

ケース2：新設埋立地と既存埋立地の原水を共有処理する余水処理施設を新設し、既存の余水処理施設は不使用(解体検討も含む)

ケース3：新設埋立地と既存埋立地の原水を共有処理する余水処理施設となるよう既存の余水処理施設を更新

3.4.5 余水処理施設の検討及び資料作成

3.4.1～3.4.3及び3.4.4の検討結果を踏まえて、余水処理施設の概略構造、配置計画等を検討する。

(1) 処理設備方式の検討

(2) 施設配置の検討(導水の切替方式含む。)

(3) 土木・建築計画の検討

(4) 仮設工事の検討

(5) ユーティリティー関連の検討

(6) ①公有水面埋立願書(公有水面埋立法第2条第1項)、②水面埋立地域指定報告(廃掃法施行令第5条第2項、環水企第211号・環整第119号通知)、③一般廃棄物処理施設設置届(又は変更届)(廃掃法第9条の3)の余水処理施設に関する資料の作成(護岸や遮水工は含まない)

※(6)について、事業スケジュールの進捗に支障のないよう資料作成すること。①については早ければ令和8年度第4四半期頃、②、③については早ければ令和9年第1四半期頃の提出を見込んでいる。

3.5 搬入道路計画との調整

別途業務にて行う搬入道路計画と余水処理施設整備に必要な設備等と整合が取れるよう調整を行う。

3.6 雨水集排水施設計画との調整

別途業務にて行う雨水集排水施設計画と余水処理施設整備に必要な設備等と整合が取れるよう調整を行う。

3.7 管理棟計画

余水処理施設の運転・制御設備、管理人員の事務所、会議室等の確保に必要な面積を算定し、管理棟の建築計画を検討する。なお、既存の管理棟を使用する場合は現在不足するものがないか確認し、不足していると判断されるものの追加整備を検討する。

3.8 整備スケジュールの検討

上記で検討した内容に基づき、整備スケジュール検討する。

3.9 打合せ協議

打合せ協議は、初回中間時、及び最終時の原則3回とするが、必要に応じて各作業の節目の段階において随時追加する。

4 基本設計業務

4.1 基本設計

基本設計は、基本計画を受けて、性能発注による設計・建設工事の発注過程へと進むためのものである。基本設計として、下記の内容を実施する。

4.1.1 全体計画

4.1.1.1 設計条件の整理

基本計画における計画処理量、関係法令等を再確認し、設計条件の検討・整理を行う。

4.1.1.2 プラント基本設計

① プラント設備仕様の検討

見積仕様書の作成にあたって、処理工程を基本とした各処理工程の処理フローを踏まえ、各設備・装置について、フローシート・方式・仕様・設備構成等を決定し、その設計概要をまとめる。

② 主要設備容量の検討

主要設備容量を計算して必要な容量検討を行う。

4.1.1.3 土木建築基本設計

① 建築計画

施設の規模、形式、周辺環境等に配慮して建築で必要となる条件を設定する。

② 建築設備計画

建築設備は給排水衛生設備、空気調和、電気設備で構成され、これらの建築設備については、施設の規模、形式に配慮すると共に、施設の機能の維持及び作業環境の保全において、安全性、経済性及び維持管理の容易性に配慮して計画する。

③ 土木計画土地造成・外構施設計画

必要施設の配置計画に適合するように土地造成に係わる基本的な設計条件を整理、検討する。

4.1.2 見積仕様書の作成

基本計画、基本設計の内容を踏まえて、概算事業費等の把握のために必要な見積設計図書提出を求めるために、見積仕様書を作成する。

見積仕様書の作成にあたっては、各種基準などに準拠して設計するものとし、以下の項目について記載する。

- (1) 用地条件、周辺状況による工事の制約、用地の地質状況などの積算に必要なデータ
- (2) 環境保全目標
- (3) 必要スペース（必要な居室）、建築物の構造、意匠など
- (4) プラント設備 処理性能、機器の系統、自動化の範囲など
- (5) 性能保証項目 処理量、設備の性能など

- (6) 契約不適合責任期間
- (7) 建設工事、仮設工事、試運転期間の条件
- (8) 予備品、消耗品の条件
- (9) 施設保全計画の作成 等

4.1.3 見積設計図書の徴取・技術審査

見積仕様書に基づきプラントメーカーから見積設計図書、見積書を徴取し、提出された見積設計図書、見積書について技術審査を行い、必要に応じて改善要求などを行う。

見積設計図書は、将来の工事契約後においてもベースとなるものであるため、十分慎重に審査を行う。

4.1.4 事業費の設定

見積仕様書に基づいて提出された見積設計図書、見積書を踏まえて、建設費、運営・維持管理費（施設保全費用含む）、財源内訳等の事業費を設定する。

原則として、「3.4.1原水水質及び放流水質の設定」の①、②の2パターンと「3.4.4施設整備方針の検討」のケース1～3の3パターンの組み合わせ（ $2 \times 3 = 6$ パターン）による事業費を設定する。ただし、発注者が不要と判断したパターンについては事業費の設定をしなくてよい。

4.1.5 管理運営計画

施設の運営に係る事業に関する民間活力の導入等、事業手法について簡易的に調査する。

4.2 打合せ協議

打合せ協議は、初回中間時、及び最終時の原則3回とするが、必要に応じて各作業の節目の段階において随時追加する。

※下記の内容は本業務委託の当初契約段階では業務範囲に含まない。ただし、「4 基本設計業務」の成果を受けて、事業者選定支援業務の委託が必要と発注者が判断した場合は、その業務を契約変更等により追加する場合がある。その場合の参考仕様書として表示する。

5 事業者選定支援

発注者の事業目標に基づき、事業の各段階の発注・契約において、入札図書あるいは契約図書の検討、現場説明や質疑応答の支援及び必要書類案の作成、スケジュール管理、応札図書に対する技術的審査支援等を行う。（以下は、設計施工一括・性能発注による設計建設工事の事業者募集を前提とした業務内容である。）

5.1 事業内容の整理及び事業者選定方式の検討

以下の検討を行う。

(1) 発注方式の決定

公募プロポーザル方式を基本とするが、「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き 平成 18 年 7 月（令和 7 年 3 月改訂）環境省環境再生・資源循環局」等を参考に、事業範囲・発注方式等、本事業に望ましい発注方式を検討し、設定する。

(2) 契約方式の検討

契約方式の具体的方法、審査方法、事業者選定スケジュールについて検討する。

(3) 事業者参加資格条件の設定

5.2 事業者の募集、評価・選定、公表に係る支援

5.2.1 発注仕様書の作成

基本設計を踏まえ、事業者が実現すべき施設整備等の水準等を整理し、発注仕様書を作成する。

5.2.2 事業者募集書類の作成

事業者を募集するための各種資料の作成を行う。

① 入札説明書

事業者の選定に先立ち、事業の概要説明、事業実施の前提条件、事業者の募集、選定手順及び契約に関する事項等、重要な事項を記載した資料として取りまとめる。

② 選定基準書

組合圏域の特性や選定委員会の審議を踏まえた上で、事業者から提出される提案書の審査方法について検討し、落札者を決定するための基準を作成する。

③ 様式集

組合圏域の特性や選定委員会の審議を踏まえた上で、事業者から提出される提案書の審査が容易となる様式集を作成する。

5.2.3 事業者選定事務支援

事業者の選定に必要な事務支援を行う。支援の内容は以下のとおりとする。

- ① 入札公告に係る説明会開催に関する支援
- ② 事業者からの質問回答に関する支援
- ③ 事業者へのヒアリング支援
- ④ 事業者の資格審査に関する支援
- ⑤ 事業者提案の審査に関する支援
- ⑥ 事業者提案の審査結果の公表に関する支援

5.3 技術審査委員会の運営支援

事業者の選定に関し、技術審査委員会の設置・運営に関する支援を行う。以下の事項を基本とし、選定委員会の開催回数は内容に応じて想定する。（5回程度）

なお、各評価委員への報酬等の委員会の運営に係る費用は、発注者が負担するものとする。

- (1) 委員会用資料の作成
- (2) 委員会への出席（議事進行等の支援を含む。）
- (3) 議事録（要旨）の作成
- (4) 他自治体等の事例収集

5.4 打合せ協議

打合せ協議は、初回中間時、及び最終時の原則3回とするが、必要に応じて各作業の節目の段階において随時追加する。

以 上